

Title	馬淵紀壽君学位授与報告
Sub Title	
Author	馬淵, 紀壽
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1987
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.80, No.5 (1987. 12) ,p.541(147)- 545(151)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	村井俊雄教授退任記念論文集 学位授与報告
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19871201-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

馬淵紀壽君学位授与報告

報告番号 乙第1791号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和62年3月3日

学位論文題名 「アメリカにおける銀行持株会社の研究」

内容の要旨

現代アメリカ金融制度の中核的存在である銀行持株会社について、その金融制度上の意義と役割を明らかにすることが本論文の目的である。そこで本論文では、銀行持株会社の発展過程を歴史的に考察するとともに、産業組織論的視点を踏まえた現状分析を行ない、変革期にあるアメリカの金融システムのなかで銀行持株会社が果たしている役割を、主としてパブリック・インタレストとの関連において検証しようとした。

アメリカの銀行持株会社は、本店銀行主義州において複数店舗銀行業を実現するための経営上の創意工夫から発生したもので、1920年代に最初の発展期を迎えた。銀行持株会社は、1930年代初頭の金融恐慌に際して、独立経営の商業銀行よりも低い倒産比率を記録したのみならず、多くの州で経営難に陥った独立銀行を買収することによって地域社会に対する銀行サービスの確保に貢献した。このような歴史的事実から出発して、金融ディレギュレーションの本格化と相前後して急増している最近の商業銀行倒産が、銀行持株会社の普及・発展とどのようなかわりをもっているかを、実証的に解明することが本論文の第1の課題である。1982年と1983年に発生した商業銀行倒産累計77件を対象として、その州別データを用いたクロス・セクション分析を行なった。その結果、銀行倒産比率(件数比)は、州の銀行持株会社普及度(州内全商業銀行数に占める銀行持株会社傘下商業銀行数の百分化)が上昇するにつれて低下し、州の銀行持株会社市場が高位の集中水準にある場合には上昇することが検証された。

この回帰分析は、アメリカの50州とコロンビア特別区を対象とする州別銀行持株会社市場構造分析に基礎を置いている。本論文の執筆にあたり、全銀行持株会社の年次報告を集録したテープを連邦準備制度理事会(FRB)から提供されたので、これを整理したうえで州別に集計し、銀行持株会社市場の構造を州単位で把握することができた。取扱った年次は、FRBデータ・ファイルの初年度である1975年(暦年末、以下同じ)と作業時点で利用可能な最新年度であった1982年および

1983年である。この市場構造分析の結論を要約すれば、およそ次のとおりである。第1に、1983年12月31日現在で5,040社の銀行持株会社が、被保険商業銀行(14,465行)の53%、同資産量の86%、同預金量の83%を支配しており、残された独立経営の商業銀行は、平均資産量が銀行持株会社傘下銀行の1/5以下と零細規模のものが多く、第2に、各州における銀行持株会社普及度は、1975年末と1983年末を対比すると、著しく上昇しているうえに平準化している。第3に、各州の銀行持株会社市場の市場構造は、上位5(10)社集中率でみると1970年代末から1980年代はじめにかけてかなりダイナミックな変動を示しているほか、ハーフィンダール・ハーシュマン指数でみた集中水準は、8州を除いてこの間に低下している。

以上のような州別銀行持株会社市場構造分析の結論は、前述した銀行倒産と銀行持株会社の関係についての回帰分析と斉合的である。すなわち、アメリカの金融ディレギュレーションの本格化と相前後して上昇を示した銀行倒産比率は、もし銀行持株会社がこれほど普及していなかったならば、もし銀行持株会社の州別市場構造が総じて集中水準の低下傾向を迎えていなかったならば、さらに高まっていたであろう。いしかえれば、銀行持株会社は、金融ディレギュレーションの進行下において、銀行倒産を防遏する役割を果たしていると考えられる。この意味で、アメリカの銀行持株会社制度には、金融システムの安定化機構というパブリック・インタレストが認められる。

複数店舗銀行業の一形態としての銀行持株会社は、第2次大戦後のアメリカ経済の発展と大都市人口の郊外移動などアメリカ社会の変化を背景として、1950年代に第2次発展期を迎えた。とくに、「大陸横断的規模の銀行業」の展開を目指したトランスアメリカ・コーポレーションに対するFRBの干渉が失敗に終わったことが、複数銀行持株会社による金融資源の集約化に反対する中小の独立銀行経営者を支持基盤とする連邦議会の反銀行持株会社勢力を刺激した。こうして、1956年銀行持株会社法の成立をみたのであるが、これによって、複数銀行持株会社は全面的な連邦規制下に置かれることとなり、州をまたがる銀行子会社の取得は、州法による明示的な許可条項が存在しない限り禁止された。ちなみに、1956年法制定当時、州外の銀行持株会社に対して自州の商業銀行の買収を認める州法をもつ州は、ひとつもなかったのである。しかし、1960年代後半のインフレーションの進行と高金利の持続は、企業・家計の金融ニーズを多様化するとともに、金融機関の業態を超えた競争を促進した。1968年以降の

「単一銀行持株会社運動」(“one-bank holding company movement”)は、1933年銀行業法と1956年銀行持株会社法によって構築されたアメリカの金融制度の下で、新しい環境変化に対応しようとした商業銀行の経営上の創意工夫の産物であった。単一の銀行を所有・支配する銀行持株会社は、1956年銀行持株会社法の規制対象ではなかったため、非銀行子会社を設立あるいは買収することによって銀行業以外の分野に自由に進出することができた。このことは、アメリカの銀行制度の特質である「銀行業と商工業の分離」に対する挑戦を意味するとされ、1970年銀行持株会社法改正法の成立をもたらした。以後、単一銀行持株会社は、複数銀行持株会社と同一の次元で、連邦政府の規制に服することとなった。そして、銀行持株会社の営み得る非銀行業務は、銀行業に密接に関連しかつ銀行業に正当に付随するであろうような業務に限定され、その枠組みが今日まで維持されている。

このように、アメリカの銀行持株会社の営む非銀行業務は、国法銀行であれば自ら営み得るような業務に限られている。それにもかかわらず、銀行持株会社が前述のような発展をみせたのは、非銀行子会社を州境を越えて全国に設置することができるためである。換言すれば、アメリカ銀行制度に特有な州権と連邦権限の調整という困難な問題を、非銀行子会社という形態をとることによって、銀行持株会社は現実的に解決してきたともいえるのである。しかし、1980年代に入って、ここに新しい局面が導入された。その第1は、州法改正による州際銀行営業の実現である。1986年9月16日現在、全米40州とコロンビア特別区で州外の銀行持株会社の自州内への参入(銀行子会社の買収あるいは新設)を認めるような州法改正がすでに成立している。その多くは、互惠主義を標榜した地域的なバンク・ゾーンの結成ではあるけれども、銀行持株会社の組織的柔軟性を活用することにより、アメリカで州境を超越した広域的な銀行営業が可能となったという事実は重要である。その第2は、銀行業以外の企業がいわゆるノンバンク・バンクスを利用することによって、実質的に銀行業への参入を果たしたことである。要求払い預金の受入れか商工業貸出の実行かいずれか一方を自発的に放棄することによって、銀行持株会社法上は銀行と見做されないが国法免許あるいは州法免許による商業銀行(ノンバンク・バンクス)を子会社にもつ証券会社、保険会社などが出現した。これらの動きは、全国的な銀行資産の集中や銀行業と商工業の混淆をもたらす可能性がある。これが、アメリカの銀行持株会社をパブリック・インタレストとの関連において評価す

るうえでの、第2の視点である。

本論文は、銀行持株会社の営む非銀行業務に関する実証分析と銀行持株会社の経営組織等に関する現地調査の結果をも踏まえて、アメリカの銀行持株会社の将来を展望し、およそ次のような立場をとっている。まず、州際銀行営業の進展とその結果としての全国的な金融資源の集中については、巨大な銀行持株会社が他州の一定規模以上の銀行持株会社ないし商業銀行を買収することを禁止するような連邦法上の基準を導入することにより、反競争的な効果の発現をスロー・ダウンすることは十分に可能である。同様の反競争的基準は、銀行業と他業との間でも設定可能であり、これによって、支配的経済力の過度の集中と行使は、かなりの程度まで合理的に規制することができると考えられる。

以上に述べたようなアメリカの銀行持株会社に関する分析と考察は、今後のわが国金融のあり方を検討するうえでも有用である。

わが国の金融制度は、昭和20年代に導入されたアメリカの金融制度の枠組み(たとえば、証券取引法の施行や日本銀行政策委員会の設置あるいは各種特別銀行法の廃止など)により、本質的な相違点はあるものの、多くの点でアメリカの金融制度と類似するようになった。その故に、現在、アメリカで進行しつつある金融制度改革の動きは、他のいかなる国に対するよりもわが国に対してまず影響をおよぼすと考えられる。しかしながら、わが国では、昭和22年に制定された独占禁止法(「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」)第9条によって、純粋持株会社が禁止され、さらに、同法第11条によって金融機関の株式保有制度(原則5%以下)が課せられている。こうした事情もあって、アメリカの銀行持株会社について正面からこれを取扱った研究例は、寡聞にして知らない。金融の国際化の進展は、必然的に金融制度の普遍化を招来するであろうから、わが国金融市場の国際化への的確な対応を図るためには、銀行持株会社についても正当にして客観的な評価を下すことが、必要な段階を迎えつつあると考えられる。このような意味において、本論文の企図した第3の点は、わが国における今後の銀行持株会社研究の発展のための第一次的接近として、アメリカの銀行持株会社についての総合的、体系的検討を試みることである。

論文審査の要旨

1. 馬淵紀壽君の学位請求論文は、「アメリカにおける銀行持株会社の研究」である。

通常、金融制度というものは、各国の歴史、経済、政治、社会に対応してできあがっているものである。それにも拘らず、アメリカの銀行持株会社の研究をとりあげたのは次の理由のためである。

戦後のわが国の金融制度は、その改革の基礎に、米国の金融制度があった。勿論、明治初年のわが国の銀行設立時に、今日なお数行にその名称を残しているように、例えば、第一勧業銀行・第四銀行等は、米国の NATIONAL BANK ACT に従って設立された国法銀行に模して名付けられたものである。従って、両国間の金融制度には、多くの類似点がある。しかし、ヨーロッパ諸国の影響もあり、わが国の経済事情からも、わが国特有の発展を遂げたことも、また事実である。「銀行持株会社」が、両国間の金融制度の類似と相違とを浮彫りにする特徴的な性格を有している。

更に、今や金融革新の時代である。銀行といえ、保守的性格を含蓄するとさえ考えられていた。最も変化の少ない一つの組織であった。現在、銀行制度を含めて、金融制度が変革の波にさらされ、変化の渦中にあるのが銀行である。これは日米両国の共通の現象である。この変革の中で、非常に大きな役割を演じたのは、米国では銀行持株会社であった。そのとき、日本でのそのカウンターパートは何か、という意識からこの研究がすすめられた。

馬淵君は1960年代終わりから、1970年代にかけて、ニューヨーク勤務で、つぶさに、銀行持株会社の胎動を肌で感じたこともその研究の動機であったろう。

2. 銀行持株会社とは、単数あるいは複数の商業銀行を所有・支配する法人のことである。持株会社であるから、その傘下に、非銀行子会社を設置することができる。また、多くの銀行子会社も所有支配できる。銀行持株会社には、この両側面がある。銀行→銀行持株会社設立→非銀行子会社の設置・買収というプロセスがある。同時に、(銀行)→銀行持株会社→複数の銀行子会社という経路もある。更に、その両性格をもつものが存在する。この発展が、米国という土壌の上で、どのように、金融革新に対応してきたか。それを規制する連邦準備理事会など政府機関との相互作用の歴史的發展はどうであったか。

更に、銀行持株会社が、「パブリック・インタレスト」に貢献したか、あるいは損なったか、を論証する。

3. 本論文の構成は9章よりなっている。

第一章「銀行持株会社の役割と金融制度の意義」では、過去10年間の金融環境の変化の過程で派生した多くの問題を概観、喚起する。

第二章「銀行持株会社制度の発展と連邦規制」では、

今日に至る歴史的発展を連邦規制との関連でのべている。

第三章「銀行持株会社の市場構造」

従来の市場構造の研究が、主として地域的(Local)市場であったのを、州単位の市場として考察した。これは馬淵君の着想の特徴の一つである。アメリカの銀行制度の第一の特徴は、支店制限的であることである。その度合は、単一店舗から、カウンティ内、州内、最後に州際にいる迄の幅がある。歴史的にはそのスペクトラムは、その像が次第に右に(州全域に)移ってきている。そこで、従来の研究の多くが、限られた市場地域についてなされたのを、州全域に広げる方が現代的意義があると考えた。その上で、銀行持株会社の普及度と銀行集中度(産業組織論の意味で)との関係を計量的に分析した。その結果、銀行持株会社の発展は、州単位の銀行集中水準を大勢として引き下げる方向に作用していることが明らかとなった。従って、競争の促進という見地からは、銀行持株会社は望ましい方向に市場を導いていることが実証された。

第四章「銀行持株会社の非銀行業務」

連邦規制により、銀行持株会社に認められた非銀行業務は、国法銀行に認められた銀行が行いうる非銀行業務と同じである。しかし、銀行は、州際を越えて営業ができないが、持株会社の持つ非銀行業務を営む会社は、州際を越えて営業できる。従って、全国的に拠点展開が可能となり、金融革新への対応として一つの迂回路を与えた。しかし、非銀行業務への進出は、すべての業務が銀行業務よりリスクが高いとはいえないが、高いリスクにたずさわる可能性がでてくる。すると連結した全体としてみれば、銀行業務それ自体より高いリスクにさらされることになる(提携のリスク)。この問題については資料もなくケースも少なく、現段階では、一意の結果をうることができない。

第五章「銀行持株会社の経営組織と財務体質」

銀行持株会社の多様な形態をモデル化し、組織的柔軟性を見出す。地域の相違により、自然的に発生した製品差別化を利用し、資金の効率的な配分を達成できる。その結果、経営上の安定化を促す。なおその形態の多様性のために、組織機構をフロリダ州の代表的な銀行持株会社2社のケース・スタディを行っている。

第六章「銀行持株会社の便益と効率性」

この章では、連邦政府の銀行持株会社にたいする政策を検討している。その政策の根底にある理論を探り、それらが行った政策の妥当性を評価している。連邦規制が求めるパブリック・ベネフィット・テストの意味を問い、その客観性の求め難いことを示している。し

かも、その規制が1960年代後半という歴史的な制度の下にあり、必ずしも普遍性をもつものでないことを指摘している。

第七章「銀行倒産と銀行持株制度」

この第七章と第八章は、この論文の核をなすものである。アメリカにおいては、銀行の倒産は極めてノートリアスである。この銀行倒産に対して、銀行持株会社がどのように作用したか。また連邦規制の倒産時の当事者、通貨監督官およびFDICの持株会社に対する期待とその措置を通じての持株会社の制度的役割の推論を行っている。

第八章「銀行持株会社の発展と金融システムの安全性」

この章では、第七章からの推論にもとづき、銀行倒産に関する三つの仮説をたて、これを計量的に検証を行っている。その三つの仮説とは、

- (1) 「ある州の商業銀行倒産比率は、州内の銀行持株会社普及度の水準が上昇するにつれて低下する。」
- (2) 「ある州の銀行持株会社集中水準が高まると、州内商業銀行の倒産比率は高くなる。」
- (3) 「ある州の商業銀行倒産比率は、州内経済活動水準が高い場合に低下する。」

まえに述べたように、筆者の主張の特徴は市場を州単位としたことがある。米国の場合には、全国レベルで集計しても、その異質性のために(政治・経済上)統計的に意味が限られてくる。そこで市場を州単位で考察をすすめた。

倒産比率をとったことは、州毎の銀行の数が大きく変化する。その為に、倒産比率を被説明変数として用いた。

集中度としてハーフィンダール指数を用いている。基本方程式として

$$Y_n = f(A_n, B, E) \quad (8.1)$$

ここに

Y_n : 商業銀行倒産比率

A_n : 銀行持株会社普及度 (州内商業銀行数に対する州内銀行持株会社所有の銀行数の比率)

B : 州内持株会社銀行の集中度

E : 州経済活動水準 (州失業者数または個人所得の前年比)

計量の結果、仮説1および仮説2は統計的に有意に検証された。だが、仮説3は却下された。結論として、銀行持株会社は、倒産という観点からの銀行システムの安定に寄与するということになる。仮説2は集中度は銀行倒産率を増加させるから安定的ではないということになる。しかし、アメリカ銀行の特質上、倒産銀

行はその規模がわが国のそれとは比較にならぬ程小さい。安定への過程として金融革新の影響をみると倒産銀行率の増加があることは当然ともいえる。金融される産業会社の経済成長は当然の帰結として、規模の大きな銀行を取引対象に選ぶ。(融資上限の法規制:すべての銀行は持分の10分の1以上を一企業に貸出すことはできない。)従って経営上採算がとれなくなり倒産することになる。

第九章「銀行持株会社の将来」

ここでは、銀行持株会社集中が倒産をもたらすという仮説2を補う意味が一つあった。即ち、銀行集中と銀行持株会社集中とが第八章では集中という観点から同じものとして取り扱われた。しかし、持株会社の普及が銀行持株会社の集中を緩和しているという別な検証は、州単位で銀行間競争を促進し、銀行集中をさまたげることになる。従って、仮説1を補強する結果となっている。

もう一つの意味として、わが国の金融革新の銀行持株会社のカウンターパートとして如何なるものが考えうるか、ということである。よく知られているように、わが国では独禁法第九条により持株会社の存在を否定している。従って、米国のような形で、わが国の銀行が銀行持株会社を、現行法規の下では持ちえない。米国では銀行持株会社を一つの擬子として、金融革新に対応した。これに代わるものは何か。その可能性は別として筆者は、わが国でも生じている金融革新、業際問題に対する代替案がなければならぬことを主張する。

4. 従来の制度研究は、わが国では、歴史的、制度的、法律的研究、解釈というような質的なものが多かった。馬淵君の研究では、上述の質的研究も含みながら定量的な研究を行ったことである。その基礎データはFRBの原資料を整理し、検証に用いられるように作成しなおしている。この努力は大変なものである。例えば、銀行持株会社の州別子銀行の数の確定にあたっても生じている。銀行持株会社の定義から、25%の株式保有、あるいは取締役の過半数を指名できるものは銀行持株会社である。その子銀行は、親会社の所在州で数え上げられている。従って、持株会社の持株会社という重層が考えられる。また、一銀行が二つ以上の持株会社によって支配される場合がある。そうすると銀行持株会社の子銀行が重複する可能性があり、州にまたがることも生じてくる。従って、データの整備のためには、一行一行数千にわたる銀行名のつきあわせを行い、その重複を除去しなければならない、という具合である。

このデータをもとにして、銀行持株会社の金融ス

テムへの影響を、安定一特に倒産という限定の下に、検証を行ったことである。データの制約から1982-83にわたりディレギュレーション下の金融革新進行下でこの検証が行われた。その期間は短すぎると批判は可能であるが、データがそれ以上入手できない限り止むをえないものであった。しかし、同君の研究が実証の上に行われ、統計的に有意な結論を得たことは学問研究上大きな貢献である。次の研究者が、その考察期間を拡張するにしろ、その手法に一つの方向を与え、その結果を再検証あるいは補強することを可能にした。

あるいは馬淵君が、商業銀行に限って銀行持株会社の発展の効果を研究したことは、商業銀行は金融システム全体から見れば一部でしかない、という批判もあ

りうる。従って、商業銀行に限らず、貯蓄銀行、S&LA、その他金融機関を含めた実証研究こそが金融システムの安定、不安定に結論を下しうる、と言う論拠もなりたつだろう。しかし、それには、さらに膨大な研究努力とデータと時間を必要とする。本研究は、その方向への最初の第一歩である。この研究の手続きとして正統的な仮説検証の実証研究から一つの結論をえたことは学界へのすぐれた貢献であると考えられる。

よって本論文は、経済学博士の学位論文として十分な価値があるものと認められる。(1987年3月3日)

論文審査担当者 主査 村 井 俊 雄
副査 浜 田 文 雅
副査 田 村 茂